

令和7年度 砂利採取業務主任者試験案内

1 試験の日時

令和7年11月14日（金曜日） 午前10時開始：正午終了（120分）

注）試験開始時15分前までに試験場に到着、着席してください。なお、試験開始30分経過後の入室は認めません。

2 試験会場

山口市滝町1番1号 山口県庁本館棟8階 産業労働部1号会議室

3 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はありません。

4 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

5 受験手続

(1) 受験提出書類

①受験願書

②写真1枚：サイズは縦6cm×横4cm。出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に撮影年月日、氏名（フリガナ）、年齢を記入のこと。所定の欄に貼ること。

③受験手数料：8,000円に相当する山口県収入証紙（市役所・町役場、県庁2階売店等で販売）を購入し、受験願書の所定の欄に貼ること。

(2) 受験提出書類受付期間

令和7年10月7日（火曜日）から令和7年10月31日（金曜日）（土曜日・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和7年10月31日（金曜日）までの消印のあるものは有効とする。

(3) 受験願書の請求方法

郵送で請求の場合、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書〇部請求」と朱書き、請求部数に応じた金額（下記参照）に相当する返信用切手を貼付した宛先明記の返信用封筒（縦33.2cm×横24cm、角形2号）を同封すること。

【返信用封筒に貼付する切手の金額】

1部	140円	2～3部	180円
----	------	------	------

6 合格発表

合格者の発表は令和7年11月28日（金曜日）とし、可否を受験者に文書で通知する予定です。また、合格者の受験番号を県産業政策課のホームページに掲載する予定です。（電話等による合格者の照会には一切応じません。）

7 受験提出書類の受付、受験願書の請求先、この試験のお問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県産業労働部 産業政策課 産業資源班（県庁8階）

電話：083-933-3155（直通）

8 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方や、発熱、咳、強い倦怠感（だるさ）、喉の痛み等の症状があるなど感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。
- ・ 障がいがある受験者が可能な限り適切な環境で受験できるよう、試験の公平性を確保できる範囲で配慮します。このような配慮が必要な方は、できる限り早い時期に上記問い合わせ先までご相談ください。